

旭川医科大学広告掲載取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学広告掲載取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学広告掲載取扱規程（令和5年旭医大達第108号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(広告審査委員会)</p> <p>第7条 学長は、広告の掲載の可否を審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会の委員は、次の各号に掲げる委員3人以上をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 当該広告媒体に関する教職員 若干人</p> <p>3 前項第2号の委員は学長が委嘱するものとし、委員のうち1人以上は<u>事務局次長</u>、課長、課長補佐等を委嘱しなければならない。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式第1～3号 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(広告審査委員会)</p> <p>第7条 学長は、広告の掲載の可否を審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会の委員は、次の各号に掲げる委員3人以上をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 当該広告媒体に関する教職員 若干人</p> <p>3 前項第2号の委員は学長が委嘱するものとし、委員のうち1人以上は<u>事務局企画調整役（総務・教務担当）</u>，<u>事務局次長（病院担当）</u>，課長，課長補佐等を委嘱しなければならない。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(略)</p> <p>様式第1～3号 (略)</p>

【改正理由】

令和6年4月1日付け事務局組織改組に伴い所要の改正を行うものである。